



アブル・ファズル著『アーイーニ・アクバリー』訳 注(13)

真下, 裕之
二宮, 文子
和田, 郁子

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 52:1*-28*

(Issue Date)

2025

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100494047>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100494047>



アブル・ファズル著 『アーイーニ・アクバリー』 訳注 (13)

真下 裕之 監修
二宮 文子*、真下 裕之、和田 郁子** 訳注

<I, 140>

厩舎 (iṣṭabl) の規則¹

駿馬は【帝国の】三つの繁栄²のいずれにおいても重要な基礎をなしており、国土拡大・憂患消散における最上の手がかりであり、王冠の主たる陛下におかれては、これに多大なる関心を寄せておられる。このため、イラーキ・アラブ、イラーキ・アジャム、ルーム、トウルキスタン、バダフシャーン、シル

* 青山学院大学文学部教授

** 岡山大学学術研究院社会文化科学学域准教授

1 馬の飼育や調教、治療に関する知見を収録した馬学書 (faras nāmah) は南アジアにおいて複数著されている [Storey: II, 394-402]。そのうちサンスクリット語の馬学書 *Śālihotra* のペルシア語訳として著されたものが複数ある。(1) バフマニー朝君主 *Aḥmad Walī* (位1422-1436) の命で 'Abd Allāh b. Ṣaḥīb 著したもの、(2) マールワー・ハラジー朝君主 *Gīyāt al-Dīn* (位1469-1501) の命で著されたもの、(3) グジャラートのアフマド・シャーヒー朝君主 *Muzaffar Ṣāh* (位1511-1526) の命により1520年に *Zayn al-'Ābidīn Ḥāṣimī* が著したもの (*Faras Nāmah-i Ḥāṣimī*)、(4) これをほぼそのまま転用して *Ṣāh Ḡahān* 時代に 'Abd Allāh Ḥān Bahādur Firūz Ḡang の委嘱によって著されたもの、(5) 1665年に *Muḥammad Qāsim* が著したもの。(4) の版本は FNH、(4) の英語訳は FNH (Etr.)、ドイツ語訳は FNH (Gtr.)。その他には18世紀に執筆された *Tuḥfat al-Ṣadr* が刊行されている (TS)。また19世紀前半にウルドゥー語で執筆された *Faras Nāmah-i Rangīn* については Phillott による英語訳があり、それに付された語彙集は有用である (FNR (Etr.))。(M)

2 帝国の統治部門を宮廷、軍務、財務の三つに区分する発想は本書に一貫している。このことについては [AA (Jtr.) 1: 80, n. 9; 真下 2019: 54-55]。(M)

ヴァーン、クルグズ、ティベト、カシュミールやその他の国々から³、選りすぐりの馬たちを、商人たちが貴き宮廷へともたらしめている。トゥーラーンおよびイーラーンからはいつも、隊商が相次いで到着している。今日、世界の主たる御方の厩舎 (ṭawilah) には12000頭の馬がおり、毎日一群の馬が入ってきて、それと同じくらいの分が恵賜などとして出て行く⁴。

見識ある熟練者たちは、人間のような気質を備えたこの利口な動物の繁殖に関心を寄せ、わずかのうちにヒンドゥースターンは【名馬の産地として名高い】アラブのお株を奪うまでになった。ほとんどの人々は、【ヒンドゥースターン産の馬を】アラブ馬 (‘Arabi) やイラク馬 (‘Irāqī⁵) と区別ができないほどである。馬はあらゆる土地で繁殖でき、立派に育ちはするが、カッチュの地はアラブ馬 (Tāzi⁶) に似た馬を産する⁷。昔々、アラブの地を出て難破した一隻の船がこの地に漂着したところ、その船には選りすぐりの馬が7頭乗っていたのだという。そして同地の馬は、この馬たちの血を引いていると考えられているのである。またパンジャープ、とりわけスインド川とビハト川⁸の間は、イラー

3 本文に列挙された地名は、「イラーキ・アラブ」「トゥルクスターン」のごとく広範な地理区分と「バダフシャー」「シルヴァーン」のごとき特定の地域名とが混在しており、近世南アジアに対する軍馬の供給地に関する情報としてどれほど重要視できるか、確実な判断を許さない。南アジアに舶送されることが多かったアラブ馬の産地と見込まれる地名もない。後続する、隊商の出発地としての「トゥーラーン」「イーラーン」も、南アジアの西方・北方に広がる世界を漠然と包摂する文飾にすぎないことは明らかである。(M)

4 宮廷儀礼において良馬が下賜もしくは献上されたことについては [Lally 2015: 110-111; 真下 2019: 59-60]。なおLallyの論文は、良馬に騎乗する君主を描いた肖像画がムガル帝国宮廷で描かれるようになった画題であり、18世紀以降の後継諸国家が帝国の宮廷文化や政治権威を借用する一連の展開のなかで、騎乗する君主の肖像画も各地で制作されるようになったことを明らかにしている。(M)

5 ムガル帝国時代の文献において、「イラク馬」とはイラン (ペルシア) 産の馬を意味した。(M)

6 アラブ馬 (‘Arabi) とアラブ馬 (Tāzi) はこの場合、同義であると考えられる。ただし諸史料において軍馬を指す文脈の中では、後者を用いることが多いようである。(M)

7 Badā’ūnī は、カッチ馬が「アラブ馬 (‘Arabi) に似ている」とのコメントを残している [MT: II, 359]。(M)

8 Bihat。今日のジェーラム Jhelum 川。(M)

ク馬に似た馬を産する⁹。これはサヌージー¹⁰と呼ばれる。またパッティー・ハイバトプル¹¹、バジュワラー¹²、ティハーラー¹³にも産する¹⁴。カリフ権の館の州【アーグラ州】、メーワート¹⁵、アジュメール州で【もそのような馬は見られ】、パチュワリヤー¹⁶（ペルシア語のバーのファトゥハ、ペルシア語のジームのスクーン、ワーウ、アリフ、ラーのカスラ、下双点付きヤーのファトゥハ、書かれただけのハー）と呼ばれている¹⁷。またヒンドゥースタンの北部山地で

9 Panğāb 地方にあたる当時の帝国の行政区分は Lāhawr 州である。同州で「イラク馬に似た馬」が産出されることについては、本書に後出する地誌に記述がある [AA: I, 538]。 (M)

10 sanūgī. 読み方も含め、詳細は不明である。一部の写本は STWĠY とつくり [AA Ms. A: 65r; AA (Etr.): I, 140, n. 1]、これに従って "satuji" との読みを示す研究文献もあるが、その根拠は定かでない [Sarkar 1984: 102]。 (M)

11 Patī (Paitī) Haybatpūr. 本書に後出する地誌・租税統計において、Lāhawr 州の Bārī Dū-ābah 県に属する郡の一つとして、この地名が見える。ただしそこでは軍馬の産地であることの記述は無い [AA: I, 542]。Bārī Dū-ābah (dū-ābah は、河間地域の意) とはベアス川とラーヴィー川との間の地域を指しており、これを Akbar が命名したことについては、本書に後出の通りである [AA: I, 537]。 (M)

12 Baḡwārah. 本書に後出する地誌・租税統計において、Lāhawr 州の Bet Ġālandhar Dū-ābah 県に属する郡の一つとして、この地名が見える。ただしそこが軍馬の産地であることの記述は無いし、同郡の騎兵数とその評価税額に照らして、他の郡よりも特段に多いわけでもない [AA: I, 539]。Bet Ġālandhar Dū-ābah とはベアス川とサトレジ川との間の地域を指しており、これを Akbar が命名したことについては、本書に後出の通りである [AA: I, 537]。 (M)

13 Tihārah. Dihlī 州 Sirhind 県に属する Tihārah 郡がこれにあたる。ジェーラム川すなわち Bihat 川南岸、Lāhawr 州との境界に接する [AA: I, 527]。 (M)

14 底本は「パッティー・ハイバトプル、バジュワラー、ティハーラーの地」と読ませるべく、zamin の語があるが、諸写本のいずれもこれを欠く。訳文は後者に従った [AA Ms. A: 65r; AA Ms. B: 66r; AA Ms. C: 56r]。 (M)

15 Miwāt. 本書に後出する地誌の記事において、この地名は県もしくは郡の名称として現れないが、歴史的呼称としては Āgrah 州に属する Alwar 県、Tiḡārah 県、Sahār 県を中心とする、Āgrah 西北方面の地域を指す地名であり、Dihlī 州に属する Rēwārī 県もこれに含まれる [Bhardwaj 2016: 11]。本書の地誌には、同地域に属する各郡の住民 (qawm) として Mēw (英語表記は Meo) がしばしば言及されている [AA: I, 451-455]。 (M)

16 pačwāriyah. 詳細不明。 (M)

17 本書に後出する地誌の記事において、Āgrah 州および Aḡmīr 州のいずれについても、馬産の記事は見られない。なおこのくだりで言及される Lāhawr 州、Āgrah 州および Aḡmīr 州は、本書の租税統計として記録された騎兵数がそれぞれ、54480 騎、50681 騎、86500 騎となっており、帝国諸州の上位 3 位を占めている [AA: I, 539, 443, 508]。これらの州の場合に限れば、一定地域に所属する騎兵数と馬の生産規模とは、必ずしも本質的な対応関係にはない。それゆえ速断は禁物であるが、仮に両者の数値の間に対

は力の強い小型の馬が見られる。これはグート¹⁸（ペルシア語のカーフのダンマ、ワーウとヒンド語の上双点付きターのスクーン）と呼ばれている。またバンガーラの辺境では、クーチュ¹⁹の近くで、トルコ馬とグートの中間の馬²⁰が見られる。これはターンガン²¹（ヒンド語の上双点付きのター、アリフ、隠れ

応関係を認めるなら、帝国における騎兵の軍馬が南アジア域内で、各地方において生産された土産馬に大きく依拠していたことを示す状況証拠となるだろう。(M)

- 18 gūī. ヒンディー語では gūnīh という語形であり、「チベットで飼育される馬。山地の子馬 (hill-pony)」を指す [Platts 1884: 926b]。本書では Dihli 州の地誌の記事において、同州北部の山地である Kumāwun に多数の「gūī の馬」が産するとの記事がある [AA: I, 514]。17 世紀初頭のムガル帝国を見聞した英人 Finch も Kumāwun (Camow) 地方に「gunt」と呼ばれる小型の馬の品種が産することを伝えている [Finch: 181; Yule et al. 1903: 387a]。なお 13 世紀に帰されるサンスクリット語の馬学書 *Aśvavaidyaka* では guṇīha という馬が言及されており、これらが「ペルシア馬」Pārasika、「タジク馬」Tājika、「トルコ馬」Turška に対して「南部産」Dākṣiṇātiyo であるとされていたという [Gode 1945: 69]。Gode はこの guṇīha が本書の gūī にあたるとするが、北部山地に産するという本書の gūī を「南部産」だという guṇīha に付会できるか、定かでない。なお *Aśvavaidyaka* を 13 世紀に帰する説は Mazars による [Mazars 1994: 444]。(M)

- 19 Kūc. 今日、インド共和国西ベンガル州の北東端に位置するクーチュ・ビハール Cooch Bihar 県にあたる。(M)

- 20 底本のテキストは miyānah-i gūī wa turki とある。英語訳はこれを “..., which rank between the gūī and Turkish horses” とし、軍馬の等級を説明したものと解しているが、後出する馬のランク付けの記事にターンガンは現れないので、この解釈を採ることはできない [AA (Etr.): I, 140]。本訳注では、その外見もしくは特徴がトルコ馬とグートのいずれにも似ているという意味と解した。(M)

- 21 tānghān. 7 世紀のサンスクリット語文獻 *Harṣacarita* には taṅgana という種類の馬が言及されているという [Digby 1971: 47; Chakravarti 1999: 202]。Ṭabaqāt-i Nāṣiri の著者 Minhāḡ-i Sirāḡ は、Muḥammad Baḥtiyār Ḥalaḡi のベンガル侵攻に随行して同地方北部の都市 Lakhnawti を訪れており、毎朝 1500 頭の馬が取引される同地の市場には、「TNKNH 馬」が「ティベット」からもたらされていたと記している。TNKNH はカーブル版のリプリントであるラホール版のテキストであるが、カルカッタ版は tang bastah とする [TN: I, 430; TN (C): 154]。Raverty はこの箇所を、本書の記事を踏まえて tangahan と再建した [TN (tr.): I, 567-568, n. 6]。Digby, Chakravarti はいずれも Raverty に拠りつつ、tangahan を Tanghan と改め、この馬を、*Harṣacarita* の taṅgana、本書の tānghān に引き当てる [Digby 1971: 46; Chakravarti 1999: 201]。なお現代ヒンディー語には「山岳地の小型馬 (pony)」を意味する tāngan という単語があり [Platts 1884: 355a]、欧語文獻において Tangun, Tanyan とも表記される [Yule et al. 1903: 898]。しかし Digby は、*Harṣacarita* の taṅgana が「背が高い」と記されていることから、この語源説には否定的である [Digby 1971: 47, n. 127]。また現代のネパールおよびブータンにおける馬の主要な品種の一つとしての Tanghan Pony およびその写真 [Bhatta et al. 2020]。なお Gode は、13 世紀に帰される *Aśvavaidyaka* が言及する taṅkana に本書の tānghān を引き当てる [Gode 1945: 69]。(M)

たヌーン、ペルシア語のカーフと隠れたハーのファトゥハ、ヌーン）と呼ばれており、力があって屈強である。

世界の主たる御方は洞察と識見の閃きにより、微に入り細にわたる知識をお持ちになっておられ、さまざまな<I, 141>物品の現状を見識の閃きによって照らし出される。そして時局に適った方策を確かなものとし、それに即して思慮をめぐらせる。このため、統治の資源であり、偉大さをもたらす妙薬の源である馬の案件には、多大なる注意を向けておられるのである。

第一に、商人たちが待機の不便なく休息し、時間の無駄から解放されるように、独立した場所を定めた。そして、今日、取引業者たちをとりまいている吝嗇と強欲が馬たちに不幸をもたらすことのないように、また【馬が】思慮の正しい者たちのもとから別の誰かにわたることのないようにした。一方、行いの正しさが明らかである者、もしくは選ばれし人としての約定を堅守する者はいずれも、自らが望む場所で馬を飼育し、取り決めの際に馬を持ってくることになっている。第二は、賢明な人物を隊商宿の管理のために任命したことである。その者の見識と経験の閃きにより、取引業者が不法の道を進むことなく、性根悪き嘘つきたちの無駄口が塞がれるようにするためである。第三は、信頼できる書記 (bitikči) を配置することである。これにより【馬の】納入と観閲の糸口が確かなものとなり、帝王の諸規則が忘却の手によってすり切れてしまうことはなくなる。第四は、廉直なる価格決定者たちを任命することである。この者たちは馬を等級づけ、到着順に価格を決定する。世界の支配者たる御方は、溢れる慈愛ゆえに、この者たちが決定した価格の二倍以上²²をお支払いになる。こうして商人たちは、待機することなく、自らの期するところを達するのである²³。

²² dah bist wa ziyādah. 英語訳はこれを「一倍半以上」と解しているが、本訳注では採らない [AA (Etr.): I, 141]。Guḡarāt 地方のアフマド・シャーヒー朝における内訌の際、一方の当事者が軍馬を調達した際、「二倍 dah bist の価格」で戦勝後に支払う条件で馬商と交渉した逸話が伝わる [MS: 404-405]。dah bist が二倍を意味する他の用例としては、Ġahāngīr が規定の二倍の重さの金貨、銀貨 (dah bist wazn-i muhr wa rūpiyah) を打刻するよう下命した記事を挙げうる [JN (T): 238; JN (A): 207]。 (M)

²³ ムガル帝国君主 Humāyūn が、サファヴィー朝への亡命後、Qandahār を攻略し、

【厩舎の】序列の規則

御用とそれ以外の二種類がある。

前者は、精選されたアラブ馬とアジャム馬²⁴40頭組の6つの厩舎である。後者は、王子たちの厩舎、トルコ種の快速馬の厩舎、御館生まれの【馬たちの】厩舎である。これらのいずれにも名前が付けられており、30頭以下で組織される。世界の主たる御方は、上記6つのいずれ【の厩舎に属する馬】にも騎乗する。後者には、30頭組、20頭組、10頭組の三種類がある。価格が10ムフル以下の馬は10ムフル厩舎に所属する。11ムフルから20ムフルまでの馬は20ムフル厩舎に所属する。続きは同様である。

厩舎の管理には、アミールたちやその他のマンサブダールたち、有力なアハディーたちが任じられている。彼らは飼料（‘aliq wa qaḍim）を至高の政府から受け取る。厩舎の見張り役は馬1頭に騎乗するよう命じられているので、その豆²⁵、飼い葉、その他は見張り役が自ら調達する。

Kābulへの行軍を準備していた際、インドからの隊商が、すでに同地で購入していた「イラク馬」を「インド征服の後にその代金を支払う」という商談をHumāyūnに「請願」した。Humāyūnは「売り手たちの望む価格で馬の契約の証書を書いて手渡す」こととしたという [AN: I, 242]。前注22で言及したGuḡarāt地方での軍馬調達の逸話でも、戦勝後の後払いが条件であった。こちらの場合、当初2倍の価格での後払を馬商側が断ったものの、売却相手が内訌を制するとの占いが出たため、馬商は1.5倍の価格での後払いに応じたことになっている [MS: 404-405]。かくのごとき、軍馬の調達（徴発）における馬商と政治権力との応酬を念頭に置けば、価格即決・倍額支払というAkbarの施策はたしかに「溢れる慈愛」であったことになろう。(M)

²⁴ ‘Aḡam.「アジャム馬」はこの場合、前出の「イラク馬」と同義であり、イラン（ペルシア）産の馬を意味している。後出する軍馬の序列の中では、第一等が「アラブ馬」であり、第二等が「イラク馬」である [AA: I, 176]。(M)

²⁵ dānahは穀物全般の粒を意味し、本訳注の既出箇所ではこれを「穀粒」と訳した [AA: I, 128; AA (Jtr.) (11): 25]。しかしこの語が馬商の間で口語的にもちいられる用語であり、後続する記事にあるごとく馬の餌としての豆を意味したことを踏まえ、ここでは「豆」と訳した [AA (Etr.): I, 142, n. 1]。(M)

【馬の】飼料の規則

御用の厩舎においては、1スィールが28ダームの重さだった時代には、一頭あたりの豆は【毎日】8スィールであった。1スィールが30ダームの重さと定められる²⁶と7.5スィールになった。冬には茹でたモート豆もしくはマーシュ豆、夏にはエンドウ豆を与える²⁷。さらに²⁸2スィールの粥²⁹、1.5スィールの砂

26 スィールとダームの換算比およびその変化について、また1マン（40スィール相当）がAkbar時代には約24.7kgであることについては [AA (Jtr.) (1): 100, n. 51; 110, n. 70]。対スィールの換算比が28ダームから30ダームに改められたのが、Akbar治世のいずれの時期であるかは判然としない。(M)

27 モート豆 (mōth) は秋作期の作物として、マーシュ豆 (māš) およびエンドウ豆 (nuhūd) は春作期の作物として本書に既出である [AA: I, 60-61; AA (Jtr.) (4): 56, 58-59]。冬の飼料として、秋作物のモート豆と春作物のマーシュ豆が選択されている理由は定かでない。なお本書で言及される三種類の豆について、FNHでは、いずれも「熟していない」(sabz) ものを与えることになっている [FNH: 50]。そうした未熟な豆の給餌について FNHは次のように記す: 「青モート豆は、中に実 (dānah) のあるサヤ (hūṣah phali) とともに与えなければならない。雨季には効能がある。炎症、痰、胆汁を抑え、馬を肥えさせる。青モート豆を食べさせる時期には、胡麻油を麦灰 (ḡaw-khār) 【大麦の灰から作られるアルカリ】とともに与えなければならない。というのも、豆だけを与えると、馬は腹痛を来すからである」 [FNH: 50]。またマーシュ豆については、「もし青い māš 豆を与えるなら、【煮込んで】 māš 豆がどろどろになって、粒がほとんど残っていないような時に与えなければならない」 [FNH: 51] とする。さらに青エンドウ豆については「青エンドウ豆は、まだ熟していないうちに与えなければならない。というのも、熟した後は、効果が無く、むしろ損害を及ぼすからである。青エンドウ豆は、花と粒を伴っていなければならない。青エンドウ豆を与える時期には、一日間、ヒーングと生姜と長胡椒と岩塩の入った糖液 (šarāb-i qandi) を先に与えなければならない。また、ある日には、酸っぱいヨーグルトを岩塩と battis [battisā: 32種類の材料からなる強壮剤] とともに与えなければならない。もしその際に、上記の薬種がなければ、毎日、1 sir の胡麻油を9 diram の麦灰とともに与えねばならない。というのも、もし青エンドウ豆だけを与えると馬は腹痛を起こすからである。この技能の学匠たちが述べるところによると、馬は、青エンドウ豆を食べることによって得る力を、肉や油や乾豆や砂糖 (qand) からは得られないという。青エンドウ豆を与えられる馬には常に、壮健で好ましい様子が見て取れる。それはちょうど露が降りる早朝の青エンドウの畑のごとくである」 [FNH: 50]。なお茹でた豆を給餌する例は14世紀の中国東北部にも見られる [老乞大: 63, 67, 79] (『老乞大』に見えるこの情報は、船田善之氏の教示による)。(M)

28 当該箇所は語句 az ān は、豆の給餌量を説明する文に後続する文の冒頭である。この語句それ自体は、既述の分量を指して「そのうち」の一部と解するのが自然であるが、この文脈では、7.5スィールの豆「のうち」に「2スィールの粥、1.5スィールの砂糖」があるというのは不合理である。それゆえ「その」 ān は、一日あたりの飼料 (ḥwurāk) 全体を指しており、7.5スィールの豆とは別に粥と砂糖が給餌されたものと解した。この点について英語訳は明瞭ではないが、本訳注と同様に解したものと考えられる [AA: I, 142]。(M)

29 ārd-ābah. 穀類の粉末 (ārd) で製した汁物を意味する。現代の飼養管理においては、

糖【を与える】。冬の間で青麦 (ḥawid³⁰) の前には、黄色油脂を0.5スィール【与える】。2ダーム³¹が飼い葉の費用として割り当てられる。青麦の時季には飼い葉を与えない。馬は一頭あたり、おおよそ3ビーガー【の面積に相当する青麦】を食べる。砂糖のかわりに黒砂糖³²を食用に供する場合、油脂は与えない。青麦を食べさせ始める時、三日間は豆を与えず、その後、6スィールの豆、2スィールの黒砂糖が各日の配給となる³³。イラク馬、トルコ馬を擁する、御用以外の厩舎においては7.5スィールの豆を与える。気温の低い6ヶ月間は茹でて与える。<I, 142> 1マン【の豆】を茹でるために、1ダームの費用が割り当てられる。一週間に一度、0.25スィールの塩を与える。油脂を与える時季および青麦を与える時季には、その価格が31ムフル以上である馬には一頭あたり1スィールの砂糖を割り当てる。またその価格が30ムフル以下21ムフル以

フスマの粥 (ブランマッシュ) を給与することがあるという [日本中央競馬会競走馬総合研究所 2012: 195]。(M)

30 実の入っていない穂を意味するが、これが馬の飼料として、実を付ける直前の小麦、オーツ麦、大麦を刈り取ったものを指す用語であることについては [Nunn 1897: 32-33]。大麦の青麦 (ḥawid-i ḡaw) の給餌については、FNHにも言及がある：「大麦の青麦を馬に与える最初の段階では、三日間、馬に水を与えてはならない。そうすると効能がある。その後、井戸水を与えるのが適切である。大麦の青麦は、胆汁 ṣafrā と熱 ḡarmā の害を馬から抑え、馬の腹を通じさせる。また馬の腸 rūdah や内臓 ahšā を悪い体液から清め、活発にする。また馬の四肢の毛を繊細かつ輝きあるものにする」。(FNH: 50-51)。(M)

31 ここでのダームは、直前に現れる重量単位としてのダームではなく、銅貨の単位であり、1/40 ルピーに相当する。(M)

32 底本には qand-i siyāh とあり、この語は本書で既出である [AA: I, 77; AA (Jtr.) (5): 72]。英語訳はこれを、サトウキビの精製後に得られる「糖蜜」molasses と解している [AA (Etr.): I, 142]。なお19世紀のウルドゥー語の馬学書 *Faras Nāmah-i Rangin* では、粗挽き小麦を牛乳で煮込んで粗糖 (khānd) を加えた飼料が言及されているが [FNR (Etr.): 16; Gommans 1995: 72-73]、この khānd が Platts の示唆するごとく qand に通じるか否かは定かでない [Platts 1884: 795a; 868b]。(M)

33 本書はかくのごとく、各種の豆、大麦を主たる飼料として列挙している。一方、FNHは、適切な飼料は地方によって異なるとしていて、「Ḥurāsān と SWALKĪ [Siwalik?] の地方において、Narbadah 川の境域までは、馬に与えられる穀物の中では大麦が望ましい。Dakan の地方においては、Tiling と Malibār の境域までは、馬にエンドウ豆を与えるのが有益である。Sindhah の地方においては、馬にモート豆を与えるのが有益である。Guḡarāt の地方と Dihli の諸地方 (bilād) においては、いずれの穀物を馬に与えても、有益である」とする [FNH: 51]。本書が伝える、各種穀物の併用型給餌は、FNH のいう Guḡarāt および Dihli 地方の状況を反映したものか。(M)

上の馬には一頭あたり 0.5 スィールである。それ以下の価格の馬には砂糖は与えない。また青麦を与える時季の前には、その価格が 21 ムフル以上 100 ムフル以下である馬には、1 マン 10 スィールの油脂を食用に供する。11 ムフル以上 20 ムフル以下の馬には、30 スィールである³⁴。10 ムフルの馬には、油脂、黒砂糖、青麦を与えない。馬一頭あたり毎日³⁵50 分の 1 ダームの塩を割り当てる。ただし【一日分の一頭当たりの割当量にかかわらず、馬を】一箇所に集めて随時食べさせている。

君主のもとにいるイラク馬とトルコ馬には、2 ダーム相当の飼い葉が割り当てられている一方、地方に送られている馬については 1.5 ダームである。冬には、飼い葉の代わりに馬一頭あたり 1 ビーガー分の青麦が割り当てられる。その価格は、君主のもとにいる馬については 240 ダームである一方、地方にいる馬については 200 ダームである。また青麦の時季には、馬一頭に対して 2 マンの黒砂糖が与えられ、その分が豆から減じられる。

宮内部 (buyūtāt³⁶) の業務通曉者たちがすべてを把握し、概算払を行う³⁷。そして適切な規則に従い、支給を受ける。もし馬が体調を崩したら、馬医の診断

34 1 マン (40 スィール) が約 24.7 kg であったことを考慮すると、馬 1 頭に対する毎日の油脂の配給量としては過大であると考えられる。この文は前後の文と異なり、当該価格の馬が属する厩舎全体に対する配給量を説明したものか。英語訳は“..., horses of a value from twenty-one to upwards of one hundred muhurs, get one man and ten sers of ghī”とあり、本訳注と同じ解釈を示している [AA (Etr.): I, 142]。(M)

35 har rūz. 底本はこの語句を欠くが、諸写本に従い補った [AA Ms. A: 66r; AA Ms. B: 66v; AA Ms. C: 57r]。(M)

36 buyūtāt については本訳注の既出箇所解説したとおりである [AA (Jtr.) (1): 82-83, n. 11]。(M)

37 bar-āward namāyand. bar-āward は「見積」を意味するが、ムガル帝国の軍制においてこの語は、観閲・烙印に先立って支払われる給付を指したので「概算払」と訳した。本書の後出記事によると「(騎兵として) 相応しいが手元不如意の者たち」に「烙印なしで分与地 (iqṭā'. この場合は ḡāḡir に同じ) を割り当てる」こととしており、こうした人員が bar-āwardi と呼ばれていたという [AA: I, 175]。所定の俸給額との差額は、兵員・軍馬が観閲・烙印に付された後で支払われることになっていたが、Bāyazīd Bayāt が自らの回想録で不平を述べているように、烙印を行ってもその差額が支給されるまでに相当の時間を要することもあった [THA: 372-373]。俸給給付におけるこのような運用は、兵員・軍馬の定員が充足されないという現実があったためと考えられている [Habib 1968: 233]。(M)

にもとづいて、支払われるべき分を与える。

雌馬の群れ³⁸に【種馬として】配置される馬はいずれも、その飼料は御用の馬と同じである。ゲート馬には5.5スィールの豆と規定通りの塩が割り当てられる。また飼い葉については、君主のもとにいる場合は【費用として】1.5ダーム、地方にいる場合は1.12ダーム³⁹が割り当てられる。油脂、砂糖 (qand)、青麦は支給されない。また雌馬 (qisrāq⁴⁰) には、君主のもとにいる場合は4.5スィールの豆と規定通りの塩、1ダーム【相当】の飼い葉が割り当てられる。地方にいる場合は、飼い葉が0.75ダームとなるほかは規定通りである。群れの雌馬には2.75スィールの豆が割り当てられるが、飼い葉と塩と肉入り汁 (haymah) は割り当てられていない。

馬は生まれたあと、3ヶ月までは母親の乳を飲む。そして9ヶ月間にわたり、2頭の牛の乳を飲む。その後、6ヶ月にわたり2.75スィールの豆を食べる。このあと、6ヶ月ごとに1スィール増量する。3年で成長しきると、上記の規則に従い飼料を得る⁴¹。

38 gallah-i mādiyān. 字義上は「雌の群れ」である。後続する qisrāq と区別して、繁殖用の雌馬の群を示したものと解釈した。(M)

39 当該箇所は「1ダームと25分の3ダーム」という表現である。ダームの下位単位がジェータル gētal であり、1ダームが25ジェータルに等しいこと、ジェータルがムガル帝国時代においては会計業務上の単位であって、硬貨としての流通が稀であったことについては [AA (Jtr.) (1): 99, n. 47; AA (Jtr.) (2): 88-89, n. 36]。(M)

40 この単語は若い雌馬を意味するが、文脈上、直前の「雌馬の群れ」と区別されているので、経産でない雌馬を意味すると考えられる [Clauson 1972: 668b; Doerfer 1963-1975: IV, 297-298]。(M)

41 17世紀末のラージャスターン地方では、牧草の他に、穀物、砂糖、油脂 (ギー)、豆のほか、トウガラシ、さらにトウジンビエの干し草が給与されていたという [Arha 2016: 201]。なお本書に記される各種飼料を、現代における飼料の分類に対応させればおよそ以下のごとくである [日本中央競馬会競走馬総合研究所 2012: 192-195]。「粗飼料」(おもにイネ科牧草とマメ科牧草。本書の記事における「青麦」「飼い葉」)、「濃厚飼料」(おもにエンバク、トウモロコシ、大麦、フスマといった穀類、および油粕類。フスマは粥状で給与されることもある(注29参照)。本書における各種の「豆」は濃厚飼料に分類されよう。飼料に豆を用いることは中国においても同様である [謝 1977: 43-49])、「補助飼料」(例えば油粕。本書における「油脂」「黄色油脂」はこれに準ずるものか)。(M)

装備の規則

御用の馬に関して、【汎用の装備以外に】騎行およびそれ以外の場合に揃えさせたり、様々な宝石や上質の布が取り付けられたりするものについて説明すれば、長くなるので難しい。

【御用の馬一頭につき】1年につき277.5ダーム相当の具足が与えられる⁴²。【その内訳】覆い (urtuk⁴³) は、綿を詰めたチート⁴⁴であり、47ダーム。たてがみ覆い (yāl-pūš) は32ダーム。羊毛製の顔拭き (pašmīn rū-pāk) は2ダーム。以上の装備はいずれも6ヶ月ごとに新しく与えられる。そして古い覆いを回収すれば、当初のその価格の半分の【予算の277.5ダームから】減額できる。たてがみ覆いについては6分の1【を減額できる】。馬衣 (ğul) は、表が毛の織物で、裏がフェルトであり、42ダーム。轡留め (nuḥtah⁴⁵-band) と脚留め (pāy-band) は紐でできており⁴⁶、40ダーム。腹帯 (pušt-tang) は8ダーム。蝇払い (magas-rān) は3ダーム。轡と腰巻き (qayzah) は14ダーム。馬櫛 (ḥarḥarah) は1.5ダーム。飼葉袋 (tūbrah) は6ダーム。籠 (sabad) は豆を食べさせるためのもの

42 以下、1年当たり2回の支給がある覆いから羊毛製の顔拭きまでの各経費を2倍し、馬衣から籠までの各経費を合算すると、277.5ダームという数値が得られる。(M)

43 ARTK. 本書では武器に関する記述のなかで ARTK-i kağim という馬用の防具を指す言葉として既出。当該箇所では英語訳および Pant に従い artak と読んだが、テュルク語で「覆い」を意味する örtüg にあたる可能性も示唆してあった [AA: I, 124; AA (Etr.): I, 119; AA (Jtr.) (10): 77, n. 83]。英語訳者は別の著作でこの語を artak と読んだ上で、キルトの馬衣を意味する "úrtak" の語形もあるとしている [Blochmann 1868: 54]。この語がテュルク語の örtüg を記したものであることは Clauson の語釈 (「覆い」) およびそこに引かれた Sanglāh の説明 (「自らの上に被せる掛け布団、覆い」) からうかがえる [Clauson 1972: 205b-206a; SL: 42]。また18世紀末インドで編まれたテュルク語語彙集に AWTRAK の語形で「馬の覆い」、AWRTK の語形で「毛織物 (şūf) よりも良い毛織物 (pašminah) の名前」と説明されていることは参考になろう [LTC: 199v; 200r]。(M)

44 チート čhiit については、本書の布を説明した箇所に既出である [AA: I, 104; AA (Jtr.) (7): 37, n. 45]。(M)

45 nuḥtah が馬の口にはめる鉄製の馬勒の一部であることについては [Dikhuda: nuḥtah]。(M)

46 英語訳は nuḥtah (おもがい) と後脚の端綱と解しているが、底本にある rismāni (rismān は紐の意) をいかに解したかは定かでない [AA (Etr.): I, 143-144; n. 2]。(M)

であり、1ダーム。以上の装備はいずれも年に1回与えられる。そして古いものを回収すれば、15.4ダーム⁴⁷を減額できる。<I, 143>

御用の馬でない馬のうち、21ムフル相当以上の馬については、御用の馬と同じ価格で、1年につき196.5ダーム【相当の具足が与えられる】⁴⁸。古いものを回収すれば、25.5ダーム【を減額できる】。

20ムフルから11ムフル相当の馬については、1年につき155.25ダーム【相当の具足が与えられる】⁴⁹。【その内訳】覆いは39.75ダーム。たてがみ覆いは27.25ダーム。フェルトの馬衣は30ダーム。腹帯は6ダーム。轡と腰巻きは10ダーム。轡留めと脚留めは32ダーム。蠅払いは2ダーム。手拭き (*dast-māl*) は1.5ダーム。馬櫛は1.25ダーム。籠は1ダーム。飼葉袋は4.5ダーム。古いものを回収すれば、20ダーム【を減額できる】。

10ムフル相当の馬と雌馬およびゲートについては、117.25ダーム【相当の具足が与えられる】⁵⁰。【その内訳】覆いは37ダーム。たてがみ覆いは24.5ダーム。馬衣は24ダーム。轡留めと脚留めは8ダーム。轡と腰巻きは8ダーム。腹帯は5ダーム。蠅払いと手拭きはそれぞれ1.5ダーム。馬櫛は1.25ダーム。籠は1ダーム。飼葉袋は4.5ダーム。また減額幅は上【20ムフルから11ムフル相当の馬】と同じである。

浅型鍋⁵¹は、馬10頭分の豆を茹でるための鉄製の容器である。1マンの鉄でできている。その価格は140ダームであるが、これには鉄工職人の手間賃が含

47 当該箇所は「15 *dām* と10分 (ぶ) *baḥṣ*」という表現である。「10分」とは、1 *dām* の25分の1にあたる *ḡetal* が10という意味に相違ない。英語訳はこれを “fifteen *dāms*, ten *jetals*” と訳するが、*ḡetal* の語がムガル帝国時代にはさほど頻繁には現れず、本文でも用いられていないので、適切な処置とは言えない [AA (Etr.): I, 144]。 (M)

48 21ムフル相当の馬について記された各装備を年1回の支給として積算すると196.5ダームという数値が得られる。 (M)

49 11-20ムフル相当の馬について記された各装備を年1回の支給として積算すると155.25ダームという数値が得られる。 (M)

50 下記の各装備を年1回の支給として積算すると116.25ダームという数値が得られ、本文の記事とは整合しない。 (M)

51 *karāh*. 鉄製の浅型鍋を意味するヒンディー語であるが、ここでは、本書において通例となっているインド語由来語彙の発音解説を欠いている [Platts 1884: 831b]。 (M)

まれている⁵²。

銅製手桶は、水を飲ませるためのものである。御用の馬10頭につき1つである。その価格は140ダームである。他の馬については、30頭組その他の厩舎に對して1つである。

縄 (kamand) は、鉄製の釘に取り付けられている。馬たちはこの縄につながれている。40頭組の厩舎に對しては3つ、30頭組の厩舎には2つ、それ以外の厩舎には1つである。いずれ【の縄】も、0.5マンの重さである。その価格は140ダームであり、【そのうち】16ダームは縄をなうための手間賃である。

鉄製の釘は、縄1本に2つが用いられる。いずれも5スィール【の重さ】であり、価格は15ダームである。

手錠 (tabar-i tuḥmāq) は、5スィール【の重さ】であり、鉄製の釘を打ち込むために用いられる。いずれの厩舎にも1つずつ【備えられている】。

【以上の】銅製品・鉄製品が損耗した場合、御用の厩舎においては、その損壊を補修できるかぎりはダルガたちが手配する。それを超えれば、【上述の予算額から】時価額が差し引かれ、差額が支給される。それ以外の厩舎では、3年後に半額が差し引かれる。

蹄鉄 (na'l) は、1年に2回取り付けられる。4本の足それぞれに8ダームが与えられていたが、今日では10ダームである。

テント (kündlān⁵³) は10頭に1つである。その価格は80.75ルピーである。

【厩舎の】奉仕者たち

アトベギ (ātbigi)。すべての駿馬について情報を集め、さまざまな世話係た

52 Blochmannは「1マンあたり140ダームの鉄でできている」と解釈している。この場合、karāhが1マンの鉄でできた140ダームの製品であるという、本訳の解釈とは異なる事になる [AA (Etr.): I, 144]。(M)

53 KWNDLAN. 英語訳が示唆することく、現代ヒンディー語でテントの一種を意味する kündlā, kundlāにあたるか [AA (Etr.): 145, n. 1; Platts 1884: 853, 865]。(M)

ちを指導する。高い地位であり、有力なアミールに帰する。今日では、ハーニ・ハーナーン⁵⁴がこの職務によって誉れを得ている。

ダルガ⁵⁵。各厩舎につき1人、幸運の性質を帯びた僕たちのなかから任ぜられる。【マンサブ】5000から有力なアハディーまでの者がこの職務によって高められる。

監督官 (mušrif)。馬の計数、収支の勘定、神聖なる諸規則を監督する。この宮内作業所の概算払は彼が行う。アミールたちのなかから選ばれる。

検査官 (dīdah-war)。彼らは御閑馬に先立ちいくつかの検査を行い、【馬の】等級と状態を判定する。彼らの評価を監督官が書き留める。【この任は】マンサブダルやアハディーによって担われることが多い。

アフタチ (āḥtah-či⁵⁶)。装備を管理し、馬に装着する。彼らは大抵アハディーとして月給を得る。

調教係 (čābuk sawār⁵⁷)。騎乗して、【各馬の走れる】速度と距離 (rāh) を

54 Akbar時代の有力貴族 Ḥān-i Ḥānān (‘Abd al-Raḥīm) の名は本書に既出である [AA (Jtr.) (9): 118, n.39] (M)

55 ダルガ dārūgah は政府の様々な部門の現場責任者を指して広範に用いられた。軍馬の飼養にかかる職務の責任者を指すダルガの語は、18世紀末に英東インド会社が独自の軍馬調達網の構築を試みた際にも、軍馬飼養を監督し、その記録を行う責任者を指して用いられた [Mishra 2012: 1124]。 (M)

56 āḥtah-či は宮廷厩舎の管理官を指す [Doerfer 1963-1975: I, 117]。Bābur Nāmah に散見され [BN: 22, 384, 392, 489]、その中でもとくにベグの身分にある者が āḥtah-bigi と呼ばれたという [BN (Jtr.): 510, n.549]。Humāyūn および Akbar の時代の叙述史料には後者の職名が見られ、例えばカナウジの戦い (947/1540) で敗北した Humāyūn に亡命の旅の間も従った臣下に Ḥaydar Muḥammad Āḥtah-bigi がいる [HN: 66; THA: 52, 116, 118, 122, 124, 145, 178; AN: I, 223, 242, 290-291, 312, 333]。Humāyūn の北インドでの復権後、彼は当時まだスール朝王家に連なる Ġāzi Ḥān がおさえていた Bayānah に派遣され、戦闘では勝利したが、投降の条件に反して Ġāzi Ḥān を殺害し、その財宝を奪って隠したとして Humāyūn の不興を買い、以後近侍を禁じられた。しかし、Humāyūn の死後、彼は Akbar に仕え、980/1572 年の Guḡarāt 遠征においても先遣隊の一員として従軍していたと伝えられる [AN: I, 351, 354; II, 14, 29, 33, 122, 187-188, 259, 372; MT: I, 463-464]。 (W)

57 čābuk は馬用の鞭を、čābuk sawār は馬を馴致調教する係を意味する [Steingass 1892: 383]。ここでは、同職の任の一環として調教後の馬に騎乗しその能力をはかる役割があったと解した。なお、čābuk はヨーロッパ語文献において大型の鞭を指す語として現れ、転じて「čābuk を用いて鞭打つ」を意味する動詞としても用いられた [Fryer: I, 244, 247, 267; Hedges: I, 45, 61; Master: I, 143-144, 339, 344, 457, 466, 480-

測る⁵⁸。監督官がそれを書き留める。アハディーとして手当を得る。

ハーダー (Hādā⁵⁹) (ハー、アリフ、ヒンド語のダール、アリフ)。ラージプートの一団である。<I, 144> 彼らは馬にさまざまな基本動作 (uṣūl) を覚えさせる。一部がアハディーとして月給を受ける。

十人頭 (mīr-dahah)。知識のより豊富な馬丁の1人が、10人の馬丁の頭 (かしら) となる。アハディーとして月給を得る。他の御用の馬たち⁶⁰ 【の厩舎】では170ダーム 【の手当を得る】。御館生まれの馬たち 【の厩舎】では160ダーム

481]。当時、この鞭は犯罪者に対する刑罰においても用いられたようで、Van Twist は17世紀前半のGuṣarātにおける司法に関する記述のなかで、盗人の罪が比較的軽い場合にkotwālが「Siambackと呼ばれる」大型の鞭で鞭打ち刑を何日もかけて行くと述べている [Twist: 29-30]。また、Ovingtonも、17世紀後半のSuratにおいてčabukによる鞭打ち刑はkotwālによって与えられる刑罰の一種であり、禁固刑より重罪の場合に課せられると伝える [Ovington: 137]。なお、Gommansによると、18世紀のインドでは各宮廷に仕えるčabuk sawārが馬市場での買い付けに従事していたとされる。彼らは商人が見本として示す数頭を参考に、ある程度の数の馬をまとめて購入したが、それらの質は必ずしも一様ではなかったようである。そのため、最も良い馬と最も悪い馬は購入後に売り払われ、中位の品質の馬が軍用に残されたという [Gommans 1995: 81]。(W)

58 底本の注によればtizī-yi rāhとするヴァリエントがあるが [AA, I: 143, n.4]、底本および本訳注で参照している3写本のテキストにある“tiz wa rāh”を採った。英訳も同様の読みである [AA (Etr.): I, 145]。(W)

59 [古賀・高橋: 1415b] には、「ラージプートの氏族名、ハーラー」とある。(W) 史料にはHādā, Hādah, Hādā. Hādah, Hārā, Hārahの語形が見える。これはラージプートの一団の名称であり、彼らはチャウハーン族に属するとされる [MU: II, 113; Tod: II, 439]。本書のAḡmīr州の地誌叙述においては、同州北部のNāḡawr県 (sarkār) が、Hādahの「民族」qawmが住まう場所であるという。そしてHādahの住地がHādawatiであるとの同書の説明はTodの叙述と同じであるが、Todが記述する“Hārāvati”は同州南東部のKotaおよびBundiにまたがる地域であり、これはAkbar時代のRantanbhūr県にあたる [AA: I, 508; Tod: II, 439]。同様の齟齬は同州の租税統計における叙述にもあり、Nāḡawr県の「民族」は「多種多様」muḥtalifとある一方 [AA: I, 512]、Rantanbhūr県において「民族」としてHādāが卓越しているとされている [AA: I, 509]。ことによると、Akbarが1569年にRantanbhūrを攻囲した際、これに抵抗したのがHārāに属するRāy Surḡanであった事実は、本書の叙述の背景にあるかもしれない [AN: II, 335-338]。ムガル帝国に関連するHādāとして、Bāburと戦ったRānā Sangāの軍勢にNRBT HARH (Nṛpati Hārah) を見いだせるし [BN: 511]、上記のRāy SurḡanはAkbarに降伏した後、帝国に迎え入れられ、本書にはマンサブ2000のマンサプダールとして名を残している [AA: I, 224]。それ以降の時代におけるHādāは枚挙にいとまがない (例えば [MU: II, 208, 260, 305, 323; III, 453, 509])。 (M)

60 この「他」が、何に対する「他」なのかは不明。また、前出の「馬の等級の規則」 [AA: I, 141] の叙述とも整合しない。(W)

ムである。その他の厩舎では、30頭組の場合は140ダーム、20頭組では100ダーム、10頭組では30ダームである。さらに、彼は2頭の馬の世話もする。

馬医。アハディーとして月給を受ける。

ナキープ⁶¹。思慮深く、手際のよい者たち数名が情報収集に従事する。それぞれの厩舎の状況をダルガと監督官に報告する。そして馬⁶²を御用のために控えさせておくこと⁶³はナキープたちの責務である⁶⁴。ナキープの頭(かしら)2人はアハディーの地位にあり、他の30人【のナキープ】を従える。各ナキープには100から120ダームが与えられる。

馬丁。馬2頭につき1名がその任にあたる。【御用の】40頭組の厩舎では月給170ダームを受け取り、大王子⁶⁵【サリーム】の厩舎では138ダーム、その他の王子たちや快速馬の厩舎では136ダーム、御館生まれの【馬たちの厩舎】では126ダームである。また、その他の【御用でない】30頭組の厩舎では106ダーム、20頭組では103ダーム、10頭組では100ダームである。

手綱持ち(ḡilaw-dār⁶⁶)とパイク(payk⁶⁷)。月給は120から1200ダームであり、

61 同名の職については、象のナキープが既出 [AA: I, 139; AA (Jtr.) (12): 19]。(W)

62 sutūrān。字義は、四つ足の動物あるいは駄獣を指す。Blochmannはcattleとするが [AA (Etr.): I, 146]、ここでは文脈から馬を指すと解した。(W)

63 御用のために馬を控えさせておくことについては、後出する「【馬の】待機の規則」(本訳注22頁)を参照。(W)

64 直訳すると「責務が彼らに帰する」。Blochmannは“it is their duty to ...”とするが、これでは「彼ら」がナキープたちを指すのか、直前のダルガと監督官を指すのかが曖昧なままである [AA (Etr.): I, 146]。(W)

65 šāhzādah-i buzurg。Akbarの第1王子Salīm (1569-1627)であり、1605年、父王の死後にĠahāngirとして即位することになる。(M)

66 ḡilawは馬動あるいは手綱を意味し、ḡilaw-dārは手綱を持って馬を引く者を指す [Steingass 1892: 369; AA (Etr.): I, 150, n.2]。インドにおけるḡilaw-dārについては同時代のヨーロッパ語文獻にも散見されるが、とくに17世紀の英語文獻からはḡilaw-dārが通信文を運ぶ使いの役割を果たしていたことが窺われる [EFI 1622-23: 13, 269; EFI 1634-36: 272; EFI 1651-54: 113; Hedges: I, 112, 119-120]。Montserratも、“gelabdares”と呼ばれる急使がいて、彼らを「pegasiすなわちswift」とも呼ぶと伝える。また、彼らは「1日に馬が全速力で走ると同じくらいの距離を走って踏破する」とし、帝国における情報の収集と伝達を支えていたと述べる [Montserrat (Etr.): 249]。他方で、H. Yuleによると、19世紀末までにはインドでこの語は使われなくなっていたという [Hedges: I, 112, n.1]。(W)

67 ウルドゥー語やヒンディー語では、paykはpāyikあるいはpāyakと同義であり、

足の速さやはたらきに依じて様々である。50から100クロフを踏破する者も多い⁶⁸。

装蹄係。アハディーや歩兵が任ぜられる場合もある。160ダームを受け取る。

鞍係。装蹄係と同様である⁶⁹。御用の40頭組【の厩舎】では、1番目と21番目、2番目と22番目というように【組み合わせで】馬2頭につき1つの鞍が配される。1番目の馬が【40頭組の厩舎から】外れる際には鞍はそのまま残る。2番目【の馬に付けられる鞍】は1番目の鞍になる。2番目の鞍が3番目だった馬に付けられ、最後まで【同様に順が繰り上げられる】。もし中程の順番の馬が【厩舎から】脱けるなら、その馬の分の鞍は前の馬に割り当てられる。

水運び係。【御用の】40頭組【の厩舎】に3人、30頭組【の厩舎】に2人、

使者、急使、使い走り等の意があるとされる [Platts 1884: 222b, 300b; 古賀・高橋: 814b, 848a]。しかし、*Hobson-Jobson*は、徒歩の使者 (foot-runner) や使い走り (courier) を意味するペルシア語の *paik* と、サンスクリット語で歩兵を意味する *padātika/ padika* から派生した語であり、使い走り (courier) を指す *pāyik/ pāyik* を区別しており、本文中の事例は前者に分類されている [Yule et al. 1903: 748a-749b]。なお、Akbar時代のムガル帝国の史料中には、*payk/ pāyik* の事例はほとんど見られない。Akbar *nāma* は Humāyūn の家臣として Payk Muḥammad なる人名を伝えるが、写本には *beg* というバリエーションもあり疑わしい [AN: I, 220]。また、Muḥammad Tuḡluq がデカンからデリーの間に整備した駅通制度で用いられていた徒歩の急使は *dhāwah* と呼ばれていたが、Badā'uni はこの駅通制度についての記述の中で「*dhāwah* すなわち *pāyik* たち (*pāyikān*)」という説明を加えている [IB: III, 95; IB (Jtr.): IV, 279; MT: I, 226]。一方、デリー・スルターン朝時代においては、主に歩兵として運用されていた *pāyik* という集団が複数の史料に登場する。初期の事例として、*Ṭabaqāt-i Nāsiri* において、Naṣir al-Dīn Maḥmūd (r. 1246-1266) が即位時に多くの *pāyik* と騎兵を伴ってバフライイチからデリーに移動したと記されている [TN: I, 479; Jackson 1999: 62]。Barani は Balaban や 'Alā al-Dīn Ḥalḡi が千〜数千人の *pāyik* を兵士として抱えていたと記録している。'Alā al-Dīn Ḥalḡi 時代の *pāyik* はスルタンの身辺の警護を担う集団であった [TFSB: 55, 222; Jackson 1999: 280]。'Alā al-Dīn Ḥalḡi 没後に実権を握った Malik Kāfir を殺害し、Quṭb al-Dīn を擁立したのは *pāyik* の一団であった [FS: 349-350; TFSB: 375-377]。ベンガルに拠点を置いた Tuḡril や Ilyās も *pāyik* の集団を擁していたとされる [TFSB: 83, 591]。これらのデリー・スルターン朝時代の事例においては、*pāyik* は非ムスリム (ヒンドゥー教徒) であることが含意されている。(N)

⁶⁸ Blochmann はこれを1日あたりの移動距離と解している [AA (Etr.): I, 146]。kurōh については [AA (Jtr.) (4): 37, n.7] を参照。(W)

⁶⁹ Blochmann は、鞍係が “the same rank and pay as preceding” を持つと訳す [AA (Etr.): I, 146]。すなわち、装蹄係と同様にアハディーや歩兵が任ぜられ、160ダームを受け取ることを意味すると解釈している。(W)

その他【の厩舎】には1人ずつである。月給は100 ダームである。

天幕係 (farrāš⁷⁰)。御用の厩舎のそれぞれに1人ずつである。月給は130 ダームである。

スイパンド焚き係 (sipand-sūz⁷¹)。それは【御用の】40頭組の厩舎以外にはいない。月給は100 ダームである。

清掃係 (ḥāk-rūb)。ヒンドでは掃除人 (kannās) のことを「ハラール食い (ḥalāl-ḥwur)」と称していたが、世界の王はこの呼称で知られるようになさった⁷²。【御用の】40頭組の厩舎に2人、30頭組と20頭組の厩舎には1人ずつである。月給は65 ダームである。

行軍の際には、歩兵の費用を割り当てられているダルガたちは、何人か【の歩兵】を馬を引くために配する。【その数は】30頭組に対し15人である。【費用の割り当てを】受けていないダルガは、各々が同様の割合で宮廷により指名された【歩兵を率いる】。【これらの歩兵】1人につき、日当は2 ダームである。

70 ここでは上記の馬用の天幕 [AA: I, 143] の係を指す。本書では、他に君主の行軍中の居所となる天幕を設営する「天幕係」が既出 [AA (Jtr.) (3): 122]。 (W)

71 sipand (ispand, isfand) は植物の名前で、その種を邪視除けのために焚くものとされる [Dihḥdā: sipand]。ただし、これがどのような植物を指すのかについては諸説あり、Blochmann は mustard seed の一種とするが、Phillott はこれを否定し、wild rue (ヘンルーダ、芸香) であるとする [AA (Etr.): 146, n.1]。一方、Beveridge は wild rue ではなく、ヘナの原料である mehndi (学名 *Lawsonia inermis*) であると述べる [AN (Etr.): I, 397, n.1]。ウルドゥー語では上記3つの植物を指すとともに、kāla dāna (字義は「黒い粒」。アサガオ、藍、大青、西洋ヒルガオの種) と同義語であるとする [Platts 1884: 47b, 635b, 803a]。 (W)

72 Blochmann は “Sweepers are called in Hindustan *Halālkhur*; His Majesty brought this name *en vogue*.” と訳し、Akbar が与えた呼称が ḥalāl-ḥwur であると解釈する [AA (Etr.): 147, n.1]。しかし、本文の動詞 (nāmandi) に過去の習慣を示す時制が使われていることを考慮し、ここでは以前の呼称であった ḥalāl-ḥwur を Akbar が ḥāk rūb に変えたと解した。Akbar が従来の呼称に代わり別の名称を与えた事例は、例えば衣料品に関する記述 [AA (Jtr.) (7): 32-35] にあるように、本書の他の箇所にも見られる。なお、ḥalāl-ḥwur の字義は「如法のを食す者」だが、転じて何であれ如法であるとして食してしまう者、最も低いカーストの人々を指す呼称とされる [Platts 1884: 480b; Yule et al. 1903: 409a-410a]。また Manucci は、ムガル帝国において ḥalāl-ḥwur が清掃の際に訪れた各家の情報を kotwāl に報告する諜報の任を担っていたと伝える [Manucci (Etr.): II, 420-421]。 (W)

パールギール⁷³の規則

世界の主は等級をよく知ることによって一部の者を騎乗に値するものとお認めになるが、彼らは馬の管理 (nigāhbānī) には適していない。いくつかの厩舎が【パールギールのために】別にされて、ダルガたちに委ねられ、別々に監督官が置かれた。前述の騎乗者たちは服務の際、書記官の文書にしたがい、【馬の】手入れ (timār-dāri) の職務を免除される。彼らはパールギール騎兵 (bārgīr sawār) と名付けられている。

烙印の規則

取り違えが起こらないようにし、厄介事の芽⁷⁴を摘むために、【それぞれの馬が】あるときは「閲覧 (naẓar)」という印で、あるときは「烙印 (dāg)」という文字で、またあるときは7つの数字で⁷⁵、焼印をつけられていた⁷⁶。至高の

73 bārgīr. 字義上は「荷物を運ぶもの」であるが、自らが騎乗する騎馬やその装備を持たない騎兵を意味する用語である [Platts 1884: 120b; Irvine 1903: 47]。bārgīrは上官が準備する騎馬・装備を利用して、その属下の部隊を構成した [SDS: 229-238]。ラージャスターン地方においても、bārgīrと呼ばれ、自らの馬を所有しない騎兵があり、彼らの用いる馬は低品質であるのが通例であったという。また同地方のbārgīrには三つの区分があった [Arha 2016: 205-207]。さらにこの語は19世紀初頭のJaisalmer藩王の騎馬隊の一要素として在証できる [Tod: II, 259]。さらに英領時代においてはこれが「不正規の」(irregular) 騎兵を含意する軍事用語のbargeerとして流通していた [Wilson 1855: 61b; Yule et al. 1903: 69a]。(M)

74 naqṣ-i ḥudūk. Blochmannは“the stamp of doubtful ownership”と訳すがこれには従わない [AA (Etr.): I, 147]。(W)

75 Blochmannはこの部分を「7」という数字で焼印が付けられることもあった、と解釈しているが [AA (Etr.): 147]、ここでは後出する軍馬の7段階の序列を数字で示して焼き付けたものと解した [AA: I, 176-177]。本訳注77参照。(W)

76 烙印については本書第二部の軍馬の項にも記述がある。それによると、導入当初は、アラビア文字のサイン (س) の頭の部分が馬の右側の首に焼き付けられていたが、その後何度か焼印の形、押す場所が変更され、最終的に数字が右側の腿に付けられる形になったという [AA: I, 191]。Akbarによる軍馬烙印制の導入については、治世18年 (1573/4) に発案され、翌19 (1574/5) 年に実施されたと伝えられる [AN: III, 69, 116-117; Moosvi 2015: 205]。(W)

政府に入れられた馬はいずれも右側の顎にその焼印を施されていた一方、<I, 145> 返された馬は左顎に焼印されていた。イラク馬と混血馬 (muğannas⁷⁷) については価値を示す数字の焼印が右側の顎に、またトルコ馬とアラブ馬 (tāzi) については左側に押されていたこともある。

今日では、いずれの厩舎の馬たちも価値を示す数字で識別されている。10 ムフル【厩舎に属する馬】は10の、20 ムフル【厩舎に属する馬】は20の焼印を付けられる。他も同様である。御閲馬の際に【価値に応じて】前後に並べるので、かつての【制度の下で捺された】焼印は消さずともよい⁷⁸。

補充の規則

かつては、40頭組や御館生まれの馬のうち10頭が、また快速馬のうち5頭が出て行くたびに、その馬の代わりに別の馬が【厩舎に】入れられていた。【すなわち】40頭組については王子たちの選りすぐりの馬のなかから、御館生まれの馬については御館生まれの馬のなかから、そして快速馬についてはその他の厩舎から補充していた。また、もし大王子の厩舎にいる馬が15頭少なくなれば、貴き弟君たちの選ばれた駿馬から【代わりの馬が】組み入れられ、次の王子⁷⁹の馬が20頭少なくなれば、その下の弟君の厩舎やその他の厩舎から補充していた。末の王子⁸⁰【ダーニヤール】の厩舎にいる馬が25頭少なくなれば、選ばれた【その他の】厩舎から確保していた。

イラーヒー暦37年には、この先毎年1頭ずつ積み増していくよう勅命が出

⁷⁷ 本書に後出する軍馬の7段階の序列で、アラブ馬、イラク馬に次ぐ第三等に挙げられている。その大半はトルコ馬とイラク馬の雑種で、イラク馬に似ているという [AA: I, 176-177]。本訳注24も参照。(W)

⁷⁸ 閲馬の際に価値順に整列させることについては本書に後述の通りである [AA: I, 162]。英語訳は “When horses, at the time of the musters, are put into a higher or a lower grade, the old brand is removed.” とするが [AA (Etr.): I, 148]、原文ではこの箇所ので整列の基準を明示していない。また、古い焼印を消すことを否定している。(W)

⁷⁹ šāhzādah-i miyāni. Akbarの第2王子 Murād (1570-1599) である。(M)

⁸⁰ šāhzādah-i ħwurd. Akbarの第3王子 Dāniyāl (1572-1605) である。(M)

た⁸¹。こうしてこの度、御用の厩舎から11頭少なくなったので、補充が開始された。その他の厩舎の減少分は御閱馬に際して補填されることになっている。

罰金の規則

御用の馬が1頭死ぬと、当初の価値に対して1ムフルにつき1ルピーがダルガから徴収される。また【1頭につき】十人頭からは10ゲームが、馬丁からは月給の4分の1が徴収される⁸²。盗難や傷害が生じた場合は【罰金の額が】一樣ではないため、めでたきご聴聞に届け、ご命令を仰ぐ。

その他の厩舎では、【馬が死亡すると】1ムフルにつき1ルピーずつが、2頭の場合は2ルピーずつが、またそれ以上の場合も同様の割合でダルガから徴収されていた。十人頭と馬丁からは【上述の】原則にしたがい徴収されていた。今日では、【死亡した馬が】1頭から3頭までの場合は1ムフルにつき1ルピーずつ、4頭の場合は2ルピーずつ、5頭の場合は3ルピーずつが【ダルガから】徴収される。それ以上の馬が死んだ場合も同様である。

【馬の】口に裂傷が生じたら、十人頭は【その馬の価値】1ムフルにつき10ゲームの罰金を科せられるが、十人頭は【その罰金分を配下の】他の馬丁たちから取る。

81 この文をBlochmannは、“one horse should annually be added to each stable.”と訳すが[AA (Etr.): I, 148]、底本には“to each stable”にあたる表現がないうえ、誰がどのようにして馬を積み増すように命じられたのかが不明瞭である。(W)

イラーヒー暦37年は西暦1592年3月から同1593年3月にわたるが、君主や王子に所属する馬の補充に関する王命が下されたことについて、Akbar Nāmah等の叙述史料には記録が見えない。(M)

82 Blochmannは“the Dārogha has to pay one rupee, and the Mirdaha ten d., upon every muhur of the cost price”と訳し、御用の馬1頭の死亡に対し、ダルガと十人頭の双方の罰金額がその馬の当初の価格を基準に算定されると解釈するが[AA (Etr.): I, 148]、ここでは十人頭の罰金額は馬の価格に関わらず1頭につき10ゲームであると解した。(W)

待機の規則

御用【の厩舎】から2頭ずつ、一方、快速馬【の厩舎】からは3頭、10ムフル厩舎から70ムフル厩舎とゲート馬の厩舎からはそれぞれ1頭を【御前に】控えさせている。【待機している馬は】4頭ずつに分けられ、それぞれが「同列」(mitl)と呼ばれる。最初【の同列】は40頭組、大王子、次の王子、御用の快速馬の厩舎に属する。2番目は末の王子、御館生まれ、40頭組、快速馬【の厩舎】に属し、3番目は【3人の】王子達と御館生まれの厩舎からそれぞれ1頭。4番目は40ムフル厩舎、30ムフル厩舎、20ムフル厩舎、10ムフル厩舎に属する。【アクバルは】最後者の4種の馬に自ら騎乗することは稀である。

シャー・ムラード王子が御前から離れた後は、40ムフル厩舎に属する高価な馬も君主の騎乗用とされている⁸³。【その場合の同列の】最初は40頭組、大王子と末の王子、快速馬【の厩舎】に属し、2番目は70ムフル以上の御館生まれ、40ムフルの御用の馬、快速馬【の厩舎】に属し⁸⁴、3番目は【ムラードを除く二人の】王子達、御館生まれ、70ムフル厩舎から1頭ずつ、4番目は60ムフル厩舎、50ムフル厩舎、40ムフル厩舎、30ムフル厩舎に属する。20ムフル厩舎、10ムフル厩舎、ゲート馬【の厩舎】からも何頭かが待機している。<I, 146>

⁸³ 第2王子Murādは1591年9月、Mālwah地方の統治のために派遣され[AN: III, 598-600]、その後1593年4月にはGūgarāt地方の統治を命じられた[AN: III, 639]。同地でMurādはニザーム・シャーヒー朝を目標としたデカン遠征を命じられ、1595年10月にAḥmadābādから出撃した[AN: III, 647, 697-700]あと、デカン各地を転戦し、1599年5月に死去した。後続する「恵賜の規則」においても、「現在は」以降の記述では、AkbarのもとにMurādがいないものとして書かれている。本書は1595/6年に完成した後も内容のアップデートが続けられていたが、当該の文はMurādが故人でないことを示しているから、その文が書かれた時点で、上記のいずれかの場所において当人は行動中であったことになる。(M)

⁸⁴ 4頭で構成される「同列」の出所が3つしか挙がっていない。(N)

恵賜の規則

世界の主たる御方がかの6つの御用の厩舎の中の一頭に騎乗された場合、人々の熱意を引き出し、奉仕を促すために、通例に則り何がしかが与えられる。かつては、もし御用の馬に騎乗されたら、1ルビーを与えておられた。【そのうち】1ダームをアトベギが、2ダームを手綱持ちが、18.5ダームを馬丁が、それと同額を監督官、ナキープ、アフタチ、鞍係が分け合っていた⁸⁵。大王子の厩舎では30ダームが下されており、それぞれが、【御用の厩舎と】同様の配分で4分の1少ない額を受け取っていた。次の王子の厩舎では20ダームであり、同じ計算で額を減らして取っていた。末の王子、快速馬、御館生まれの馬の厩舎では10ダームで、【配分は】同様のやり方であった。

現在は、40頭組はその額【1ルビー】で、大王子の厩舎では20ダーム、末の王子の厩舎では10ダーム、快速馬は5ダーム、御館生まれは4ダーム、その他の厩舎では2ダームである。

手綱金 (ḡilawānah⁸⁶) の規則

恵賜とされた馬は、価格が1.5倍に加算される。その1ムフルあたり10ダー

⁸⁵ 以上の数値を合算すると、1+2+18.5+18.5=40ダーム=1ルビーとなる。(N)

⁸⁶ ḡilawānah. この語はBlochmannが注するとおりの稀少語であるが [AA (Etr.): I, 150, n. 2], Ḡahāngir が即位直後に行った施策として、次のごとく記していることは本書の記事の解釈に参考になる。「象ないしは馬が恵与された人についてはいずれも、ナキープたちや厩舎長 (mir-āḥwūr) たちが手綱金だと言って、その人からある金額を取るのが決まり事になっていた。私は、人々がこの集団の請求・取り立てから解放されるべく、その金を政府から支払うように命じた」 [JN (T): 28; JA (A): 26]。Ḡahāngirの説明を参考に、恵賜の受益者から各種の職員が所定の金額を取っていたと考えれば、例えば10ムフル (90ルビーすなわち3600ダーム) の馬を恵賜として得た場合、その馬の価格は15ムフル (5400ダーム) と換算されるから、実際の価値3600ダームに対して「手綱金」として総額150ダームが受贈者の負担となる、という計算になる。(M)

ムが取られる。5 ダームはアトベギ、2.5 ダームは手綱係⁸⁷、1.25 ダームは監督官、25 分の 9 ダームはナキーブたち、0.25 ダームは馬丁たち、【25 分の】15 ダームは集金係⁸⁸と鞍係とアフタチが均等⁸⁹に取る。

この繁栄した国土では、【馬の】寿命は 30 年、価格は 500 ムフルから 2 ルピーである。

参考文献

一次文献

AA: Abū al-Faḍl, *Ā'in-i Akbarī*. H. Blochmann (ed.), 2 vols., Calcutta, 1867-1877.

AA (Etr.): do. H. Blochmann (vol. 1) & H. S. Jarrett (vols. 2, 3) (trs.) (Rev. ed. D. C. Phillott & J. Sarkar), Calcutta, 3 vols., 1927-1949.

AA (Jtr.) (1): 二宮文子・真下裕之・和田郁子訳注「アブル・ファズル著『アーイーニ・アクバリ』訳注 (1)」『紀要 (神戸大学文学部)』40, 2013, pp. 69-118.

AA (Jtr.) (3): 二宮文子・真下裕之・和田郁子訳注「アブル・ファズル著『アーイーニ・アクバリ』訳注 (3)」『紀要 (神戸大学文学部)』, 20, pp. 113-151.

AA (Jtr.) (4): 二宮文子・真下裕之・和田郁子訳注「アブル・ファズル著『アーイーニ・アクバリ』訳注 (4)」『紀要 (神戸大学文学部)』, 20, pp. 35-73.

AA (Jtr.) (9): 二宮文子・真下裕之・和田郁子訳注「アブル・ファズル著『アーイーニ・アクバリ』訳注 (9)」『紀要 (神戸大学文学部)』, 20, pp. 107-145.

⁸⁷ ḡilaw-biḡī. Blochmann は、ḡilaw-dār (手綱持ち) と ḡilaw-biḡī を区別し、後者は贈り物にされる馬を監督する役職と解釈しているが、実態は定かでない [AA (Etr.): I, 150]。本訳注 66 も参照。(M)

⁸⁸ taḥṣīl-dār. ムガル帝国の行政制度一般においては税の回収・集金に関わる下級役人を指し、英語では collector と訳されることが多い [Habib 1999: 282]。ただし、この文脈でこの役職が果たしていた機能は不明である。(N)

⁸⁹ ここでは、アトベギ、手綱係、監督官が取り分を受け取った残りの 1.25 ダームの分配について、0.25 ダームと、 $9/25 + 15/25 = 24/25$ ダーム分の受け取り先は明記してあるが、 $1/25$ を誰が受け取るのかは不明である。Blochmann は、集金係が 25 分の 9 ダームを取り、残りの 25 分の 1 ダームを鞍係とアフタチが均等に取ると解釈している。この解釈だと余りは生じないが、「残りの 25 分の 1 ダーム」に相当する表現がペルシア語テキストには見られないため、本訳注では従わない。なお、1 ダームを 25 等分すると 1 ジェータルとなる [AA (Etr.): I, 150]。(N)

- AA (Jtr.) (12): 二宮文子・真下裕之・和田郁子訳注「アブル・ファズル著『アーイーニ・アクバリ』 訳注 (12)」『紀要 (神戸大学文学部)』, 2023, pp. 1-24.
- AA Ms. A: do. Ms. Add. 7652, British Library.
- AA Ms. B: do. Ms. Or. 2169, British Library.
- AA Ms. C: do. Ms. Add. 6552, British Library.
- AN: Abū al-Faḍl, *Akbar Nāmah*. Mawlawī Āgā Aḥmad ‘Alī & Mawlawī ‘Abd al-Raḥīm (eds.), 3 vols., Calcutta, 1877-1886.
- BN: Bābur, *Bābur Nāmah*. (Ed.) 間野英二『バーブル・ナーマの研究 I』松香堂, 1995.
- BN (Jtr.): do. 間野英二訳『バーブル・ナーマの研究 III 訳注』松香堂, 1998.
- EFI 1622-23: *The English Factories in India, 1622-23*. W. Foster (ed.), Oxford, 1908.
- EFI 1634-36: *The English Factories in India, 1634-36*. W. Foster (ed.), Oxford, 1911.
- EFI 1651-54: *The English Factories in India, 1651-54*. W. Foster (ed.), Oxford, 1915.
- Finch: William Finch, (Observations of William Finch, Merchant, taken out of his large Journall). William Foster (ed.), *Early Travels in India, 1583-1619*. London, 1921, pp. 125-187.
- FNH: Zayn al-‘Abidīn Hāshimī, *Faras Nāmah-i Hāshimī*. D. C. Phillott (ed.), Calcutta, 1910.
- FNH (Etr.): do. J. Earles (tr.), *A Treatise on Horses, Entitled Saloter, or, a Complete System of Indian Farriery*. Calcutta, 1788.
- FNH (Gtr.): do., S. Oloff (tr.), *Tarjumah-i Salawtar-i Asban, Die Pferdeheilkunde des Abdullah Khan, Emir am Hofe des Grossmoguls Shah Jehan*. Munich, 1981.
- FNR: Sa‘ādat Yār Ḥān, *Faras Nāmah-i Rangīn*. [Kānpūr]: Munṣi Nawal Kiṣōr, 1882.
- FNR (Etr.): do., D. C. Phillott (tr.), *The Faras-Nāma-e Rangīn or the Book of the Horse by “Rangīn”*. London, 1911.
- Fryer: John Fryer, *A New Account of East India and Persia, Being Nine Years’ Travels 1672-1681*. W. Crooke (ed.), 3vols., London, 1909-1915.
- FS: ‘Iṣāmī, *Futūḥ al-Salāṭīn*. A. S. Usha (ed.), Madras, 1948.
- Hedges: *The Diary of William Hedges, Esq. (afterwards Sir William Hedges), during His Agency in Bengal: As Well as on His Voyage Out and Return Overland (1681-1697)*. H. Yule (ed.), 2 vols., London, 1888.
- HN: Gul-badan Bigim, *Humāyūn Nāmah*. A.S. Beveridge (ed. & tr.), London, 1902.
- IB: Ibn Baṭṭūṭah, *Tuḥfat al-Nuẓẓār fī Ḡarā’ib al-Amṣār wa ‘Aḡā’ib al-Asfār*. C. Defrémery & B. R. Sanguinetti (eds. & trs.), *Voyages d’Ibn Battūṭah*, 4 vols., Paris, 1853-59.
- IB (Jtr.): 家島彦一訳『大旅行記』平凡社, 8 vols., 1996-2002.
- LTC: Azfarī, *Luḡat-i Turki-i Čaḡatā’ī (Farhang-i Azfarī)*. Ms. Kitāb-Ḥānah-i Āstān-i Muqaddas-i Ḥaḍrat-i Ma‘šūmah, no. 488.
- Manucci (Etr.): Niccolao Manucci, *Storia do Mogor, or Mogul India 1653-1708*. W. Irvine

- (tr.), 4 vols., London, 1907-1908.
- Master: *The Diaries of Streynsham Master, 1675-1680, and Other Contemporary Papers Relating Thereto*. R. C. Temple (ed.). 2 vols., London, 1911.
- Montserrat (Etr.): *The Writings of Antoni de Montserrat at the Mughal Court*. J. V. Melo (ed.), L. Wahlgren-Smith (tr.). Leiden/Boston, 2023.
- MS: Sikandar b. Muḥammad Maṅghū, *Mir'āt-i Sikandari*. S. C. Misra & M. Lutf al-Rahman (eds.), Baroda, 1961.
- MT: Badā'unī, *Muntaḥab al-Tawārīḥ*. M. A. 'Alī & Kabir al-Dīn Aḥmad (eds.), 3 vols., Calcutta, 1864-69.
- MU: Šāh Nawāz Ḥān, *Ma'āṭir al-Umarā'*. Mawlawī 'Abd al-Raḥīm & Ašraf 'Alī (eds.), 3 vols., Calcutta, 1887-1891.
- SDS: Khan, Yusuf Husain (ed.). 1950, *Selected Documents of Shāh Jahān's Reign*. Hyderabad.
- SL: Mīrzā Mahdī Astarābādī, *Sanglāḥ*. Tirhān: Našr-i Markaz, 1374 Sh.
- TFSB: Ḍiyā' al-Dīn Barānī, *Tārīḥ-i Firūz Šāhi*. S. A. Khan (ed.), Calcutta, 1862.
- THA: Bāyazīd Bayāt, *Taḍkīrah-i Humāyūn wa Akbar*. Muḥammad Hidāyat Ḥusayn (ed.), Calcutta, 1941.
- TN: Minhāḡ al-Dīn Ġūzḡānī, *Ṭabaqāt-i Nāširi*. 'Abd al-Ḥayy Ḥabībī (ed.), Lāhawr, 1954.
- TN (C): do. W. Nassau Lees, Mawlawī Khadim Hosain & Mawlawī Abd al-Hai (eds.), Calcutta, 1863-1864.
- TN (tr.) do. H. G. Raverty (tr.), 2 vols., Calcutta, 1873-1881.
- Tod: J. Tod, *Annals and Antiquities of Rajast'han, or the Central and Western Rajpoot States of India*. 2 vols., London, 1829-1832.
- TS: Šadr al-Dīn Muḥammad Ḥān b. Zabardast Ḥān, *Tuḥfat al-Šadr*. D. C. Phillott (ed.), Calcutta, 1911.
- Twist: J. van Twist, *Generale beschrijvinge van Indien, ende in't besonder kort verhael van de regering, ceremoien, handel, vruchten en gelegentheeydt van 't Koninckrijk van Gusuratten, staende onder de beheerschinghe van den Groot-Machtighen Koninck Cajahan: anders genaemt den grooten Mogor*. Amsterdam, 1648.
- 老乞大：金文京、玄幸子、佐藤晴彦訳『老乞大：朝鮮中世の中国語会話読本』平凡社，2002。

二次文献

- Afšār, I. (EIr) Faras-nāma. *Encyclopaedia Iranica*, Iranica Online.
(<https://iranicaonline.org/articles/faras-nama>).

- Arha, A. S. (2016) Hoofprint of Empire: An Environmental History of Fodder in Mughal India (1650-1850). *Studies in History*, 32 (2), pp. 186-208.
- Bhardwaj, S. B. (2016) *Contestations and Accommodations: Mewat and Meos in Mughal India*. New Delhi.
- Bhatta, B. R. et al. (2020) Horse Breeds of Nepal. *International Journal of Zoology and Animal Biology*, 3 (2). (Online Edition)
- Blochmann, H. (1868) Contributions to Persian Lexicography. *Journal of the Asiatic Society of Bengal. Part 1. History, Archaeology*, 37, pp. 1-72.
- Chakravarti, R. (1999) Early Medieval Bengal and the Trade in Horses: A Note. *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 42 (2), pp. 194-211.
- Choudhary, R. B. A. (2017) The Mughal and the Trading of Horses in India, 1526-1707. *International Journal of History and Cultural Studies*, 3 (1), pp. 1-18.
- Choudhary, R. B. A. (2017) Mughal and Late Mughal Equine Veterinary Literature: *Tarjamah-i-Saloter-i-Asban* and *Faras-Nama-i-Rangin*. *Social Scientist*, 45 (7/8), pp. 57-71.
- Choudhary, R. B. A. (2022) The Tradition of Equine Veterinary Literature in Pre-colonial and Colonial India: The Writing of Faras-nama Literature. *Studies in Humanities and Social Sciences*, 29 (1), pp. 141-167.
- Clauson, G. (1972) *An Ethymological Dictionary of Pre-thirteen-century Turkish*. Oxford.
- Digby, S. (1971) *War-horse and Elephant in the Dehli Sultanate: A Study of Military Supplies*. Oxford.
- Dikhuda, *Luġat Nāmah*. (Dehkhoda Version 4.0, Farzad Rashvand, 2023)
- Doerfer, G. (1963-1975), *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen. Unter besonderer Berücksichtigung älterer neupersischer Geschichtsquellen, vor allem der Mongolen- und Timuridenzeit*. Wiesbaden.
- Gode, P. K. (1945) Tangana Horses Mentioned by Bāna in His Harsacarita and Their History (Between A. D. 600 and 1854). *Proceedings of the Indian History Congress*, 8, pp. 66-72.
- Gommans, Jos J. L. (1995) *The Rise of the Indo-Afghan Empire, c. 1710-1780*. Leiden.
- Habib, I. (1968), The Mansab System, 1596-1637. *Proceedings of the Indian History Congress (29th session, Patiala, 1967)*, pp. 228-249.
- Habib, I. (1999) *The Agrarian System of Mughal India 1556-1707* (Second Revised Edition). New Delhi.
- Jackson, P. (1999) *The Delhi Sultanate: A Political and Military History*. Cambridge.
- Lally, J. (2015) Empires and Equines: The Horse in Art and Exchange in South Asia, ca. 1600-ca.1850. *Comparative Studies of South Asia, Africa and the Middle East*, 35

(1), pp. 96-116.

- Mazars, G. (1994) Traditional Veterinary Medicine in India. *Revue Scientifique et Technique*, 13 (2), pp. 443-451.
- Mishra, S. (2012) The Economics of Reproduction: Horse-breeding in Early Colonial India, 1790-1840. *Modern Asian Studies*, 46 (5), pp. 1116-1144.
- Moosvi, S. (2015) *The Economy of the Mughal Empire c. 1595: A Statistical Study* (Second Edition). Oxford.
- Nunn, J. A. (1897) *Notes on Stable Management in India and the Colonies*. London.
- Platts, J. T. (1884) *A Dictionary of Urdu, Classical Hindi and English*. Oxford.
- Sarkar, J. N. (1984) *The Art of War in Medieval India*. New Delhi.
- Steingass, F. (1892) *A Comprehensive Persian-English Dictionary*. London.
- Storey, C. A. (1977) *Persian Literature: A Bio-bibliographical Survey. Volume II, Part 3: F. Encyclopaedias and Miscellanies. G. Arts and Crafts. H. Science. J. Occult Arts*. London.
- Wilson, H. H. (1855) *A Glossary of Judicial and Revenue Terms, and of Useful Words Occurring in Official Documents Relating to the Administration of the Government of British India*. London.
- Yule, H., Burnell, A. C. & Crooke, W. (1903), *Hobson-Jobson: A Glossary of Anglo-Indian Colloquial Words and Phrases, and of Kindred Terms, Etymological, Historical, Geographical and Discursive*. New Edition, London.
- 古賀勝郎・高橋明 (2006) 『ヒンディー語＝日本語辞典』大修館書店.
- 謝成俠 (千田英二訳) (1977) 『中国養馬史』日本中央競馬会弘済会.
- 日本中央競馬会競走馬総合研究所 (2012) 『新 馬の医学書』緑書房.
- 真下裕之 (2019) ムガル帝国宮廷における贈与儀礼とマンサブ制度『メトロポリタン史学』15, pp. 49-99.